

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで
昭和45年頃、A市役所から国民年金に加入するように連絡があり、父親が、私及び弟の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料については、口座振替での納付を始めるまで、私及び弟の保険料を納付してくれていた。

父親は、既に亡くなっているので詳しいことは分からないが、申立期間は、弟が納付済みであり、私だけが未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和45年4月以降、60歳満了期間までの約34年間にわたり、申立期間以外の国民年金保険料を全て現年度納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間に近接する昭和49年4月から同年12月までの期間(9か月)について、当初、オンライン記録では、未納と記録されていたが、平成20年11月10日に、申立人の所持する領収証書に基づき納付済みに記録が訂正されていることが確認でき、申立人に係る記録の管理に行政側の事務過誤があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、その父親が申立人及びその弟の保険料を納付していたと申し立てしているところ、その弟の保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当時経営していた自営業も順調で生活状況に変化はなかったとしており、申立人の納付の意識の高さを踏まえると、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和46年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月11日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、昭和43年4月1日から平成21年4月2日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

昭和46年1月11日付けでA社B支店から同社本店に転勤したのみで、保険料も引き続き控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和46年1月11日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成19年1月から同年12月までは26万円、20年1月から同年5月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月1日から20年6月1日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成19年1月から同年12月までは26万円、20年1月から同年5月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「控除する保険料額を誤っており、社会保険事務所（当時）に提出する届出の内容も間違えていた。」と陳述していることから、事業主は、上記の給

料明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における資格取得日に係る記録を平成元年10月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月1日から同年11月1日まで
② 平成元年10月11日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社（現在は、C社）に勤務していた。いずれの事業所についても、当時の給与明細書を所持しており、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されているので、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間①の保険料を納付したか否か不明と回答しているものの、事業主が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」の控えによると、申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和 59 年 11 月 1 日とされていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、C社から提出された社員名簿及び給与支給一覧表並びに申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてB社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②の保険料を納付したか否か不明と回答しているものの、厚生年金基金、健康保険組合及び厚生年金保険の加入記録における資格取得日（平成元年 11 月 1 日）が一致しており、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所がいずれも誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年1月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成3年8月及び同年9月は30万円、同年10月から同年12月までは36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年1月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、平成2年7月に入社してから、同社がB社に社名変更後、4年8月に倒産するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人については、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年1月1日）より後の平成4年3月3日付けで、3年8月31日に遡って同社における被保険者資格を喪失した旨の処理が行われ、当該処理と同時に、同年10月1日の定時決定の記録も取り消されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における多数の同僚（31人）についても、申立人と同様に平成4年3月3日付けで、遡って同社における被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理の記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった4年1

月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成3年7月のオンライン記録及び取消し前の同年10月の定時決定の記録から、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月から同年12月までは36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年7月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から同年9月までは60円、同年10月から18年3月までは70円、同年4月から19年10月までは80円、同年11月から20年3月までは90円、同年4月から同年6月までは100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年7月20日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた申立期間の加入記録が無いことが分かった。

A社には、高等小学校卒業後すぐに入社し、昭和20年7月20日まで勤務した。17年6月から年金に加入していたはずなので、申立期間について労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人と同姓同名で生年月日が同じ（当初の「明治41年」を「明治40年」に修正されている。）者に、A社C支店において台帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、当該台帳記号番号に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同姓同名で生年月日が1年違い（明治41年*月*日）の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和17年1月1日、資格喪失日は20年7月20日。なお、被保険者期間に算入されるのは、保険料

徴収が開始された17年6月1日以降の期間となる。)が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、当該未統合の被保険者記録について、資格喪失の原因が「D」と記載されているところ、記録を見ると、申立人は、昭和20年7月20日に資格を喪失したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年7月20日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から同年9月までは60円、同年10月から18年3月までは70円、同年4月から19年10月までは80円、同年11月から20年3月までは90円、同年4月から同年6月までは100円とすることが妥当である。

なお、上記被保険者名簿には、当該申立人のものと認められた被保険者記録について、資格喪失日から約9か月後の昭和21年4月25日に脱退手当金が支給されたことをうかがわせる記述が見られるが、日本年金機構は、「脱退手当金支給済記録の収録基準については、平成21年5月28日付け社会保険業務センター発の事務連絡で示された要件に該当する場合に、脱退手当金支給済記録として取り扱い、オンライン記録に収録することとしている。本件については、申立人に係る労働者年金保険被保険者台帳が確認できない等、当該要件に該当しないことから、脱退手当金支給済記録として取り扱わない。」と回答している。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和45年4月から同年7月までの標準報酬月額
の記録については、6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保
険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義
務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月21日から同年8月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当該期間
直前までの6万4,000円から5万6,000円に引き下げられていることが分
かった。同社に勤務していた期間の給与が減額されたことはなく、年々昇
給していたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社での申立人の標準報酬月額については、申
立期間直前の昭和44年12月まで6万4,000円とされていたが、45年1月か
ら5万6,000円に減額されていることが確認できる。

また、A社B事業部及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名
簿によると、申立人は、昭和45年1月21日に同社B事業部での厚生年金保
険被保険者資格を喪失し、同じ日に同社本社での被保険者資格を取得してお
り、当該資格取得時の標準報酬月額が5万6,000円であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和45年1月21
日にA社B事業部での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同じ日に同社本
社での被保険者資格を取得している男性30人のうち、24人の同社本社での資
格取得時の標準報酬月額は、同社B事業部での資格喪失時の標準報酬月額よ
り減額されていることが確認できる。

申立期間のうち、昭和45年4月から同年7月までの期間については、A社
本社に係る前述の被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、同年8
月に8万6,000円に随時改定されている（当該改定の基礎となる報酬月額は、

昭和 45 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額) ことが確認できるところ、同名簿において被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「申立期間当時の A 社では、毎年 4 月に従業員全員が一斉に昇給した。」旨陳述している。

また、A 社 B 事業部から同社本社への異動時に標準報酬月額が減額されている前述の 24 人のうち、1 人が所持する給与支給明細書(昭和 45 年 1 月分から同年 9 月分まで)によると、当該元従業員は、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの給与支給額と比較して、同年 4 月からの給与支給額の増額が確認できる。

さらに、前述の元従業員の給与支給明細書によると、当該元従業員は、A 社本社での資格取得時における標準報酬月額の減額後も、昭和 45 年 1 月分から同年 7 月分までの給料から、減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を継続して控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、前述の元従業員と同様に申立期間において、減額前の標準報酬月額(6 万 4,000 円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間については、A 社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料が残存しないため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料額は不明である。」旨回答している。

また、前述の元従業員が所持する給与支給明細書によると、当該元従業員の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの報酬月額は、A 社本社での資格取得時に減額された標準報酬月額に相当する金額であることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人及び前述の元従業員の標準報酬月額に遡及して訂正された事跡は見当たらない。

このほか当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年4月から16年12月までは41万円、17年1月は47万円、同年2月から同年4月までは56万円、同年5月は47万円、同年6月及び同年7月は59万円、同年8月は50万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は59万円、同年12月は50万円、18年1月は47万円、同年2月は50万円、同年3月は47万円、同年4月及び同年5月は59万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月は56万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は56万円、同年12月は59万円、19年1月は56万円、同年2月は59万円、同年3月は53万円、同年4月は59万円、同年5月及び同年6月は47万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から20年9月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月8日は35万1,000円、同年12月22日は31万4,000円、16年7月9日は40万円、同年12月24日は44万6,000円、17年7月4日は44万5,000円、同年12月27日は25万円、18年6月19日は46万7,000円、同年12月22日は32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から20年10月1日まで
② 平成15年7月8日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月9日
⑤ 平成16年12月24日

- ⑥ 平成 17 年 7 月 4 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 27 日
- ⑧ 平成 18 年 6 月 19 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 22 日

私が、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている（申立期間①）。

また、A社で支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い（申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨）。

給与支給明細書及び賞与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 17 年 1 月 1 日から 20 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書並びに A 社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、17 年 1 月は 47 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 56 万円、同年 5 月は 47 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 59 万円、同年 8 月は 50 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 47 万円、同年 11 月は 59 万円、同年 12 月は 50 万円、18 年 1 月は 47 万円、同年 2 月は 50 万円、同年 3 月は 47 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 59 万円、同年 6 月は 47 万円、同年 7 月は 44 万円、同年 8 月は 56 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 56 万円、同年 12 月は 59 万円、19 年 1 月は 56 万円、同年 2 月は 59 万円、同年 3 月は 53 万円、同年 4 月は 59 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 47 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 20 年 9 月までは 53 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成 14 年 4 月 1 日から 17 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、A 社は同年分以前の賃金台帳は廃棄済みと回答していることから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

しかしながら、申立人から提出された平成 15 年分及び 16 年分の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額は、申立期間①より前の 13 年 5 月から

14年3月までの申立人の標準報酬月額（59万円）に基づく保険料額と、後述する標準賞与額に基づく保険料額の合計額とほぼ符合する。

また、申立人に係る平成14年分の課税資料は確認できないが、申立人と同じく同年4月から標準報酬月額が減額されている複数の同僚の給与明細書によると、当該複数の同僚は、いずれも同年同月以後も引き続き減額される前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が当該期間において給与振込に利用していた銀行の取引明細書によると、申立人の当該期間の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額（32万円）以上であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間において、標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除され、少なくとも銀行の取引明細書において確認できる給与振込金額以上の報酬月額を支給されていたものと考えられるとともに、当該期間の報酬月額については、銀行の取引明細書において確認できる給与振込額、健康保険料及び厚生年金保険料の推認額並びに課税資料から確認できる住民税等の額の合計額から、少なくとも41万円以上であったと推認される。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月4日は44万5,000円、同年12月27日は25万円、18年6月19日は46万7,000円、同年12月22日は32万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人は賞与明細書を所持しておらず、A社は平成18年より前の賃金台帳は廃棄済みと回答していることから、当該期間の賞与支給額及び保険料控除額が確認できない。

しかしながら、前述の銀行の取引明細書により、申立人は当該期間において賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが認められるとともに、賞与振込額に基づき賞与支給額及び保険料控除額が推認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月8日は35万1,000円、同年12月22日は31万4,000円、16年7月9日は40万円、同年12月24日は44万

6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月8日、同年12月22日、16年7月9日及び同年12月24日の標準賞与額について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年10月1日から21年9月1日まで

申立期間の給料支払明細書では、24万円に基づく厚生年金保険料が控除されているのに、ねんきん定期便を見ると、当該期間の標準報酬月額が22万円と記録されていた。事業所が訂正の届出をしてくれたが、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は22万円のままであるので、当該標準報酬月額も24万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の届出を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 13246 (事案 12257 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月1日から同年11月1日までの期間及び48年5月20日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年9月1日に、資格喪失日に係る記録を48年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年秋頃から同年11月1日まで
② 昭和48年5月20日から同年夏頃まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、昭和47年2月1日から48年8月21日までのA社に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったところ、このうち、47年11月1日から48年5月20日までの期間については、同事業所に係る被保険者期間として認められたが、当該期間以外の期間については、被保険者期間として認められなかった。

しかし、A社の従業員として、昭和47年の秋頃から48年の夏頃まで、B市にあるC事業所でD業務にE職として従事していた。F社等から当時の状況を確認して、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、申立人がA社で勤務したとする申立期間のうち、昭和47年11月1日から48年5月20日までの期間については、年金記録を訂正する必要があるとの当委員会の決定に基づき、平成23年9月16日付けで当該期間について年金記録の訂正のあっせんを行うとする通知が行われている。

一方、申立期間のうち、当該期間以外の期間については、当該通知において、申立人のA社における勤務実態が推認できないこと等から、年金記録の訂正は必要でないとする当委員会の判断を示したところである。

今回、申立人は、「A社の従業員として、昭和47年の秋頃から48年の夏頃まで、B市にあるC事業所でD業務にE職として従事していたことを思い出した。F社等に確認して、この期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」として再申立てを行っている。

そこで、F社に確認したところ、同社から、D業務担当の事業所はG社であったとの回答が得られ、同社に照会したところ、同社から、H社依頼のD業務を行い、期間は昭和47年9月から48年8月までとの回答が得られた。

このことは、「B市にあるC事業所でD業務に、昭和47年の秋頃から48年の夏頃までE職として従事していた。」とする申立人の陳述内容とも符合することから、申立人は、業務開始の昭和47年9月1日から次の事業所で勤務する48年8月20日まで、A社の従業員として当該業務に従事していたものと推認される。

さらに、A社の事業主は、「従業員全員を正社員として採用していたので、試用期間は無く、申立人についても厚生年金保険に加入していたはずだ。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じE職であったとする同僚5人全員が、同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月1日から同年11月1日までの期間及び48年5月20日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じE職で、昭和47年に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から同年10月1日まで
② 平成4年10月1日から5年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。当該期間は、毎月38万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、当該標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を38万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料の納付額については不明である。」と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年2月1日から同年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同年2月の標準報酬月額に係る記録を、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月1日から同年4月10日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給料に比べて低い金額であることが分かった。当時の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年2月について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、同年同月において、20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年2月の標準報酬月額については、18万円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「計算ミスした金額で控除してしまったのだと思う。」と陳述していることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年3月については、前述の給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和53年2月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和55年8月29日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月30日から53年2月1日まで
② 昭和53年2月1日から55年7月31日まで
③ 昭和55年7月31日から同年8月29日まで

昭和51年11月に入社後、55年8月に倒産により退職するまで、継続してA社に勤務していた。給与額も変わることなく20万円程度支給され、その間、厚生年金保険料も変わることなく給与から控除されていた。同社がB社に名称変更されるとの説明を受けたことはなく、厚生年金保険被保険者記録が、同社に転籍となっていることも、裁定請求を行うまで知らなかった。

以上のことから、申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めるとともに、申立期間②について、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の陳述により、申立人は、当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人を含む同社の同僚 26 人の被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和 52 年 12 月 25 日）より後の昭和 53 年 3 月 6 日付けで、遡って 52 年 11 月 30 日と記録されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、申立人は、53 年 2 月 1 日に同社の関連会社である B 社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和 52 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も法人格を有していることが確認できる上、同僚に照会したところ、申立期間①において 9 人の同僚が勤務していたことが認められることから、同社は、当該期間に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、当該適用事業所ではなくなったとする合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の同僚は、「A社の社会保険事務担当者が、社会保険事務所（当時）に社会保険料の滞納処理のための交渉に行く際に、同行した記憶がある。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 52 年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は、有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における被保険者資格の喪失日は、申立人が B 社において被保険者資格を取得した 53 年 2 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 52 年 10 月の社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥当である。

申立期間③について、B社の複数の同僚の陳述により、申立人は、当該期間に A 社又は関連会社の B 社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る被保険者名簿によると、申立人を含む同僚 9 人の被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和 55 年 7 月 31 日）より後の昭和 55 年 8 月 29 日付けで、当初、同年 8 月 28 日と記録されていた喪失日が取り消され、遡って同年 7 月 31 日と記録されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、B社は、昭和 55 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も法人格を有していることが確認できる上、同僚に照会したところ、申立期間③において少なくとも 5 人の同僚が勤務していたことが認められることから、同社は、当該期間に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、当該適用事業所ではなくなったとする合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 7 月 31 日に

被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所により被保険者資格の喪失処理が行われた同年8月29日であると認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額及び同僚の陳述から判断すると、申立人が主張する給与総支給額が、A社から支給されていたことが推認できる。

しかしながら、A社は昭和52年12月25日に、B社は昭和55年7月31日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、両社は既に解散しており、適用事業所ではなくなった時点の両事業主も所在が明らかでない。

また、申立期間当時のA社の事業主及び顧問税理士は、「申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額については不明である。」と陳述している。

さらに、B社において当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したが、給与明細書等を保有している者はおらず、当時の保険料控除額について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同様に、昭和52年11月30日にA社の被保険者資格を喪失した後、B社の被保険者資格を取得した全員について、同社における標準報酬月額が、A社の資格喪失時の標準報酬月額の半額程度の額で記録されていることが確認できる。

このほか、B社に係る被保険者名簿には、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡及訂正された記録は認められない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年3月まで

私は、平成10年4月に国民年金保険料の納付義務が生じたが、その当時、平成10年度及び11年度である申立期間の保険料は納付していなかった。

平成12年4月から学生納付特例制度が新設されることを母に知らせたところ、母が実家のA県B市役所でその手続を行ってくれた。

私が平成13年4月1日に入社することになり、実家の母が、厚生年金保険に切り替える際、その前月ぐらいに申立期間に係る国民年金保険料として、全額の約30万円を納付してくれたのに、ねんきん特別便を見ると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が実家において、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てており、直接納付に関与していない。そこで、改めて申立人の母親に当時の納付状況について聴取したところ、同人は「B市役所から家に何度も娘の納付書が届いていたので、その納付書を使用して、娘が会社に入社する前の平成13年3月頃に、約30万円の保険料を一括して金融機関で納付した。」と主張している。

しかし、申立人の母親が当該国民年金保険料を納付したとする時点において、申立期間のうち、平成11年1月以前の期間は制度上、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の基礎年金番号は、10年4月に居住していたC県D市で付番されており、申立期間に係る納付書は同市で発行され、B市役所で発行されることはない上、時効成立前の納付が可能な期間の国民年金保険料については、別途社会保険事務所(当時)が発行する国庫金納付書を使用して納付すること

となる過年度保険料であり、現年度保険料のみの取扱いとなるD市あるいはB市の納付書では納付することができず、当該過年度保険料額は20万円に満たないなど、申立人の母親の主張は不自然である。

加えて、申立人の母親は、「H.12年 B市住変後 E年金支払」とメモしたB市の納付書送付用の封筒を提示して、「私はよくこのようにメモを書くが、(国民年金保険料を)納付したからこそ、私がここに記載したと思う。」と陳述しているが、当該封筒には具体的な納付日及び納付金額の記載が無い上、母親が所持する平成13年3月当時のダイアリーノートを見ると、引っ越し及び卒業式等の家族の動向並びにこれに伴う支出金額等が詳細に記載されているものの、高額であるはずの国民年金保険料に関する記載が確認できないなど、これらの関連資料からは申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことまではうかがえず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づく国民年金保険料の収納事務の機械化等により、記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月

私が昭和61年8月に会社を退職した後、当時の雇用主が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。

私の国民年金被保険者資格の取得時期が、昭和61年9月とされたために、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかった。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料を納付することができなかったことに納得できないので、申立期間の保険料を当時の保険料額で納付できるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年8月に会社を退職した後、当時の雇用主が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれたが、申立人の国民年金被保険者資格の取得時期が、同年9月とされたために、申立期間の保険料を納付することができなかったと申し立てている。

そこで、申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立人は、昭和61年8月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日に国民年金被保険者資格を初めて取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったのは、申立人が居住していた市における国民年金の加入手続の事務処理に遺漏があったことによるものであるとして、申立期間の保険料について、納付の機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私は平成4年の夏頃に、親の勧めでA県B市役所に行って、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母が妹の保険料と一緒に納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続について、申立人の国民年金手帳記号番号を見ると、記号はC県D市の番号になっており、申立人の所持する年金手帳には、婚姻後の氏名で、同市の住所が記載されていることから、加入手続は婚姻後に同市で行ったと考えられる上、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、申立人は、平成5年12月頃に加入手続を行ったと推定できることから、4年の夏頃にB市役所で加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の平成5年4月から同年12月までの国民年金保険料を6年8月26日に納付した領収証書を所持しており、当該納付については覚えているが、申立期間については自身が納付した記憶はないので、申立人の母親が自身の妹の保険料と一緒に納付してくれていたと思うと陳述している。そこで、申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親に聴取したところ、「申立人の保険料は未納無く納付したと思う。」と述べているが、当時の具体的な状況等については覚えておらず、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年3月まで

年金の重要性について認識していたので、昭和40年3月頃に自身でA県B市C区役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続後の国民年金保険料については、母が自宅に来る集金人に納付してくれていたはずであり、その際、年金手帳に検認印を押してもらっていたことを、母から聞いたことがある。

母は既に他界しており確認することはできないが、年金に対する意識が高くきっちりした性格で、私の国民年金保険料を納付しないことは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和40年4月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、また、申立人の保険料の納付を担っていたとするその母親は既に他界しており、申立期間の保険料納付の状況を確認することができない。

また、i) 申立人が国民年金の加入手続時に交付を受けたと考えられる国民年金手帳を見ると、印紙検認記録欄は昭和36年度から40年度までの5年分の国民年金保険料の納付に対応しているところ、最終年度である同年度の当該記録欄には、保険料が昭和40年4月30日に一括して納付されたことを示す検認印が確認できる、ii) 当該手帳の最終ページには、手帳への印紙検認ができた

い場合に使用される「国民年金手帳再交付用印紙検認記録」が挟まれており、申立期間直後の43年4月から同年6月までの保険料が、同年5月20日に納付されていることを示す検認印が確認できる。

さらに、記録上、国民年金保険料の納付が再開された昭和43年5月時点においては、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であるものの、過年度納付をうかがわせる事情は確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月

私は、平成21年4月から同年6月までの国民年金保険料については免除承認を受けていたが、同年8月に結婚して第3号被保険者となったことから、その後の免除について確認するため、A県B市C区役所に行った。

すると、担当者から申立期間の国民年金保険料については納付する必要があり、後日納付書が送付されてくると説明を受けた。

その後、いつ頃か覚えていないが、申立期間の納付書が届いたので、母親と一緒に買物に行った際に、自身で近所のコンビニエンスストア又は銀行で国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料の納付から約1年して、申立期間の保険料が未納とする通知が届いたが、既に当時の領収証書は紛失していた。

母親も納付場所及び納付時期を覚えていないが、納付したことは覚えていると言っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、コンビニエンスストア又は銀行で納付したとするのみで、具体的な納付場所及び納付時期について覚えていないため、納付状況を確認することができない。

また、申立期間は、平成14年4月から国民年金保険料の収納事務が国に一元化された後の期間であり、保険料収納機関での収納事務及び社会保険庁（当時）への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年12月まで

私は、昭和57年8月1日に会社を退職したので、すぐにA県B市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。その時に、年金手帳をもらったと思うが、現在は所持していない。

加入後は、B市役所から納付書が郵送されてきたので、私の妻が、同市役所で現金にて国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未加入期間とされており納得できない。

なお、私が提出した「昭和58年度市民税県民税特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知書」の「社会保険料・小規模」の欄に記載されている金額が国民年金保険料を納付していた証拠になると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年8月頃に国民年金の加入手続を行い、その妻が後日郵送された納付書により、申立期間の国民年金保険料をB市役所で納付したとしているものの、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となるため、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、自身でB市役所に行き国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったものの、具体的なことは覚えていないと陳述しており、加入手続に係る状況は不明である上、申立人が同市で加入手続を行ったとすれば、作成されるべき同市の国民年金被保険者名簿も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない一方、申立人の保険料を納付したとするその妻に当時の事情を聴取したとこ

ろ、申立人の会社の支払業務を担当していたので、市役所まで行って納付していたとするものの、保険料額及び納付単位等は覚えていないと陳述しており、保険料納付の具体的状況は不明である。

なお、申立人は、自身が所持する「昭和 58 年度市民税県民税特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知書」が申立期間の国民年金保険料の納付を示す資料であるとしている。

そこで、当該通知書を見たところ、所得控除の「社会保険料・小規模」欄に 35 万 8,341 円と記載されているものの、具体的な社会保険料等の内訳までは記載されていないため、これをもって申立期間の国民年金保険料の納付を確認することはできない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から4年9月まで

私は、平成5年3月に結婚した際、夫と相談の上、国民年金の第3号被保険者資格の取得手続を行うとともに、できる限り遡って過去の国民年金保険料を納付することにし、夫が同月中にA県B市役所で資格取得の手続と保険料の遡及納付を行った。

遡って納付した期間は2年間で、その国民年金保険料額は27万円前後だったと思う。

遡って納付した期間が2年間であることは、私も夫もはっきりと記憶しているのに、記録では遡って納付した期間が5か月間のみとされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した平成5年3月に、国民年金の第3号被保険者資格の取得手続を行い、国民年金に加入したとしているものの、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録及び第3号被保険者資格の取得に係る事務処理日からみて、申立人の加入時期は申立ての1年7か月後の6年10月であったと考えられ、加入時期が符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直後の平成4年10月から5年2月までの国民年金保険料について、6年11月29日に一括して過年度納付していることが確認できることから、加入手続当時に納付可能な期間の保険料について遡って納付したものの、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った

ほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、会社を退職すれば国民年金に加入するものだと思っており、失業保険の給付が終わった昭和 53 年 4 月頃に、自治会長に無職の証明書を発行してもらい、A 県 B 市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

国民年金保険料の納付については、よく覚えていないが、次の会社に勤めて 2 か月ぐらいした昭和 56 年 6 月頃に、市役所の国民年金担当者から、保険料を支払ってくださいと会社に電話があり、そのたびに厚生年金保険に入っていると伝えたことを覚えている。

市役所から、国民年金保険料の納付について連絡があったことは、既に国民年金に加入していたことにほかならず、保険料も納付していたのに、申立期間が未加入期間とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職し、失業保険の給付が終わった昭和 53 年 4 月頃に国民年金に加入したとしているが、申立人の所持する年金手帳及び申立人に係る特殊台帳を見ると、57 年 2 月 22 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、この場合、申立期間は、未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「自治会長に無職の証明書を発行してもらって、加入手続を行ったと思う。その後、会社に勤めてしばらくした昭和 56 年 6 月頃に、国民年金保険料の未納の連絡が 2 回あったことは、それ以前に国民年金に加入していたことと思う。」としているが、加入手続に自治会長の証明書は必要ではなく、国民年金に未加入者に対し市が連絡することもなく、申立人の主張は当時の手続状況等と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人が現在所持している年金手帳は1冊のみであるとし、当該年金手帳には、昭和57年2月頃に払い出された手帳記号番号が記載されている上、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年12月まで

私は平成3年8月に退職して、すぐ自宅近くの市役所出張所で国民健康保険の加入手続を行った。その後、時期は定かではないが、知り合いに相談したところ、国民年金については、経済的に苦しければ免除制度があることを教えられ、一緒に市役所の担当課へ行き、遡って免除手続をしてくれたことを記憶している。

私は、この先も一人で生きていくことになると思い、年金だけは欠かさないように心掛けてきたのに、申立期間に国民年金の加入記録が無く、免除期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金記録(1)」欄を見ると、申立人は昭和57年10月28日に国民年金被保険者の資格を喪失(平成23年7月に昭和58年3月までの前納記録が確認され、同年4月1日に訂正された。)し、会社の退職日にあたる平成4年1月24日に国民年金被保険者の資格を再取得(平成23年7月に厚生年金保険の記録により、4年1月25日に訂正された。)していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、免除申請することができない期間である。

また、申立人は、知り合いと一緒に市役所の担当課へ行き、遡って免除手続をしてくれたとするのみであり、手続を行った時期及び免除申請期間等に関する記憶が明確ではない上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人の国民年金の住所変更手続が、平成4年2月15日に処理されていることが確認できることから、この頃に国民年金の再加入手続が行われ、手続時点で遡ることが可能な同年1月まで免除されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間について免除申請するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も現在所持する年金手帳以外に別の年金手帳を受け取った記憶はないと陳述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除申請したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 10 月から 49 年 12 月まで

私の国民年金の加入手続は、結婚後に妻が行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料の納付については、ほとんど妻に任せていたが、妻は、死亡しており、今は事情を聞くことができない。

しかし、私は、長男が出生する前月の昭和 40 年 8 月に、一度だけだが A 県 B 市役所（現在は、C 市役所）に国民年金保険料の納付に行った記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

私が所持している当時の夫婦でやり取りした手紙及び手帳に、国民年金保険料の納付についての記載があり、それらを証拠として提出するので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 8 月 1 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が厚生年金保険の被保険者ではなくなった 37 年 5 月 2 日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。この場合、当該加入手続が行われた時点において、申立期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の一部を納付していた証拠として、長男が生まれる直前の昭和 40 年 8 月に夫婦で国民年金保険料の納付についてやり取りをした手紙及び保険料を納付したことをメモしている手帳の

写しを提出しているが、当該手紙及び手帳には、申立人自身の保険料を納付したとまでは明記はされていないなど、その記載内容からは、申立期間の保険料が納付されたとまでうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料をその妻と一緒に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を視認した上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により各種氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

加えて、申立期間は合計12年以上に及び、これほどの長期間にわたり、申立人の納付記録のみが連続して欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで

私は、会社を辞めた昭和 62 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当時、自宅に来ていた集金人に支払ったと思う。

両親から年金を支払わないと後で自分が困ると教えられており、会社を辞めてすぐに手続をしたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、平成 6 年 6 月頃に行われたものと推認されること、並びに同年 7 月 14 日に昭和 63 年 1 月 16 日の国民年金の資格喪失及び平成 6 年 4 月 16 日の国民年金の資格取得の記録が追加されていることが、オンライン記録から確認できることから、申立期間は、加入手続時点において、初めて国民年金の加入期間とされたものと推認され、申立期間当時は、未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、会社を辞めてすぐに国民年金の加入手続を行ったことを覚えているとしているが、加入手続を行った場所及び国民年金手帳の交付等については覚えておらず、国民年金保険料の納付についての記憶も明確ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

しかし、大学を卒業後の昭和 45 年 4 月 1 日から、父が代表取締役であったA社で正社員としてB業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社であったとする元従業員等の陳述から判断して、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主である申立人の父は、既に死亡しており、後を継いだ申立人の兄は、「申立期間当時の資料が無いので、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除したかは分からない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る者のうち、所在の判明した者に事情照会したところ、回答があった3人からは、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて陳述が得られなかった。

さらに、上述の事情照会で回答があった3人のうち、申立人と同期入社であったとする者は、「正社員として入社後、数か月の試用期間があった。私は記憶する入社日の2か月後から厚生年金保険の加入記録があり、試用期間には保険料は控除されていなかった。」旨陳述していることから、当時のA社は、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A社の経理担当者であった者は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から、保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、当該保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 21 日から 57 年 12 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会した際、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。
申立期間は、A社において、B職と共にC業務を行う「D職」に任命され、給与に5万円のE手当が付いていたが、当該手当額が標準報酬月額に反映されていない。
申立期間の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 2 月 21 日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料は保管されていないことから、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できないものの、元事業主は、「法にのっとり、正しい届出、控除及び納付を行っていた。」旨陳述している。

また、オンライン記録により、A社において、申立期間に被保険者記録の有る者 30 人（申立人が名前を記憶している 4 人を含む。）のうち、所在が判明した者全員に事情照会を行ったところ、そのうちの 1 人から提出された申立期間のうち、一部の期間に係る給料支払明細書によると、給与の総支給額にはE手当が含まれており、保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれの月についてもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、F厚生年金基金の記録によると、申立人の同基金における標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

なお、仮に、申立期間の標準報酬月額が申立人の主張どおりの額であった場合、申立人の標準報酬月額は、申立期間を通してB職の標準報酬月額と同

額となるどころ、元事業主は、「申立人より 10 歳以上も年上で、入社年次も早い部長級の B 職の給与支給額と、申立人の給与支給額が同額であったとは考え難い。」旨陳述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 29 日から 40 年 12 月 31 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、一緒に勤務していた期間の有る妻には、同事業所での加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成6年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「当時の事業主であった私の父親は既に死亡しており、関連資料も残っていないため、従業員の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員に照会し、入社時期を記憶していた3人について加入記録を調査したところ、当該3人はいずれも入社して7か月ないし14か月後に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の元従業員が同僚であったと記憶する2人は、同事業所での加入記録が確認できないことから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を対象として、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、月末の平成元年 3 月 31 日に A 社を退職した記憶があるが、厚生年金保険の加入記録によると、同社に係る被保険者の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっている。

私の A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、平成元年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「当社の労働保険事務処理等の委託先が保管する『労働者一覧表（社会保険用）』」によると、申立人の退職日は、「備考」に「元. 3.30 退」の記載が確認できることから、平成元年 3 月 30 日である。」旨回答しており、当該退職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格の喪失日と一致している。

また、A 社の社会保険及び労働保険の届出に係る委託先は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に関する届出は、国（厚生労働省）の記録どおり行ったと思う。厚生年金保険及び厚生年金基金の資格喪失日は同じ日付で届け出ており、雇用保険の離職日の翌日付けとしていたと思う。」旨回答している。

さらに、申立人の A 社に係る厚生年金基金の被保険者資格の喪失日及び雇用保険の離職日は、いずれもオンライン記録の被保険者資格の喪失日と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月頃から 60 年 4 月頃まで
私は、A社にB職の正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 59 年 9 月 1 日から 61 年 10 月 6 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「A社の資料等は所持していない。」旨陳述しているため、申立人に係る厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含むA社の複数の元従業員は、「申立人はパート従業員であった。」旨陳述しているところ、同社の元役員は、「A社では、多数のパート従業員が勤務していた。パート従業員は、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には必ずしも全員が加入していたわけではなかった。」旨陳述している上、同社の元正社員及び複数の元パート従業員も、「A社のパート従業員は、原則として厚生年金保険には加入していなかった。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時、申立人の夫が加入していたC健康保険組合から提出された資料により、申立人が申立期間において、その夫の被扶養者とされていたことが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 16 日から平成 10 年 5 月 1 日まで
A社からもらった資料によると、私は、昭和 58 年 5 月 16 日から同社で勤務していたことは間違いなく、一部の期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる資料が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続表彰状及び身分関係一覧表並びにA社の元事業主、同社の元F職及び同社B支店の元同僚の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の元事業主は、「A社は既に破産しており、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる資料は残存していないが、現在まで保管していた社会保険被保険者台帳では、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、社会保険事務所（当時）の記録と同日である。」旨回答している。

また、A社の元F職は、「平成 12 年 5 月頃、会計検査院及び管轄社会保険事務所の監査があり、多数のパート労働者等の適用漏れについて指摘を受けたことから、申立人を含む対象者について、遡及して厚生年金保険被保険者資格を取得させた。その際、当該対象者全員に厚生年金保険被保険者資格の取得についての説明会を実施し、厚生年金保険料の控除は、同年 7 月分給与から開始するとともに、遡及して厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより発生する保険料については、一括あるいは最大 60 回までの分割払いをお願いした。」旨回答している。

さらに、申立人と同様に平成 10 年 5 月 1 日付けで、A社の厚生年金保険被保険者資格を遡及して取得し、当該資格取得日前から同社に勤務していた複数

のパート社員の同僚は、「厚生年金保険被保険者資格の取得手続をしてもらう以前は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことはなかった。」旨回答している上、このうちの一人から提出された9年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄は空欄となっていることが確認できる。

加えて、申立人は、A社で平成10年5月1日に政府管掌健康保険の被保険者資格を取得するまで、C市D区において国民健康保険に加入している上、E厚生年金基金に係る加入日の記録は、同社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日の記録と一致している。

このほか申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 5 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録状況を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低額になっていることが分かった。

申立期間①及び②については、標準報酬月額がその前の期間の標準報酬月額よりも低くなっており、申立期間③については、53 か月間も標準報酬月額が上がっておらず、同額のままになっている。

申立期間の給与について具体的な金額は覚えていないが、当時は、高度成長期で毎年昇給があったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保存していないので、申立人の報酬額及び保険料控除額は不明ではあるが、残業代及び休日出勤手当等の増減により標準報酬月額が下がることはあったと思うし、年金事務所の記録に基づく保険料を控除していたと思う。」と回答している。

また、申立期間当時の事務担当者は、「毎年昇給はあったとは思うが、残業及び休日出勤等の有無により給与額には変動があった。私は、賃金台帳を右から左にそのまま見て算定基礎届を作成し、作成後の見直しも行っていった。賃金台帳どおりの金額を届出していたので、社会保険事務所（当時）の記録に間違いは無いと思う。」と陳述している。

申立期間①及び②について、オンライン記録によると、昭和 38 年 10 月の定時決定の記録がある者 134 人のうち 27 人（申立人を除く。）、40 年 10 月の定

時決定の記録がある者 140 人のうち 29 人（申立人を除く。）について、標準報酬月額が直前の期間に比べて 2,000 円から 1 万 5,000 円までの範囲で低くなっており、申立人の記録だけが不自然であるとは言えないところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれの者（申立人を含む。）についても申立期間当時の標準報酬月額が遡って訂正されている事跡は見当たらない。

また、自らの被保険者期間の中に標準報酬月額が下がっている期間が有る同僚は、「残業は無かったかと思うが、私の場合は、病気で休むことがあり、欠勤により給料が下がったのかもしれない。」旨陳述している。

さらに、申立期間①及び②当時の被保険者のうち、所在の判明した 42 人に照会し、22 人から回答を得たが、当該 22 人は、いずれも当時の厚生年金保険料の控除等について記憶が定かでない旨回答しており、当時の A 社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、前述の回答が得られた複数の同僚は、「申立人は、申立期間頃に病気で長期間休んでいたと思う。」と陳述しているところ、申立人も、当該期間において病気で休んでいた旨を認めている。

また、申立期間③当時の事務担当者は、「長期間休んでいたならば、昇給がストップしてもおかしくはない。」と陳述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年10月1日から11年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から15年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から11年10月1日まで
② 平成11年10月1日から15年2月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬（およそ60万円）よりも低く記録されていることが分かった。私は、申立期間当時、A社の代表取締役であったが、同社には実質的オーナーが別において、その者が業務を執行し、私には何の決裁権も無かったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年7月までは56万円、同年8月から11年9月までは最高等級の59万円とされていたところ、10年10月12日付けで、8年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された当該期間のうち一部の期間に係る給与明細書によると、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記の遡及訂正前の標準報酬月額と一致する。

さらに、申立人は、「申立期間当時のA社には、実質的オーナーが別において、その者が業務を執行していた。私は、代表取締役ではあったが、何の決裁権も無かった。」と陳述しているところ、照会に対し回答が得られた複数

の元役員も、「A社には実質的オーナーが存在した。」と回答している。

しかし、商業登記簿の記録により、申立人は、上記の遡及訂正処理日を含む平成9年2月27日から13年3月31日までの期間において、A社の代表取締役であったことが確認できる上、年金事務所の記録により、9年5月20日から15年2月2日までの期間において同社の事業主であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、申立人は、平成4年4月から7年4月までの期間において同社の経理担当者として、滞納保険料について社会保険事務所（当時）の担当者に対応していることが確認できるとともに、同社と同一所在地にあった関連会社に係る滞納処分票により、上記の遡及訂正処理日の2か月後である10年12月に、当該関連会社の未納保険料についても、申立人が社会保険事務所の担当者に対応していることが確認できることから、社会保険事務所が、事業主に同意を得ることなく、無断で記録訂正を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社が、申立期間の前後を通じて、保険料の納付に苦慮していた事情がうかがわれる中で、代表取締役として同社の業務を執行する責任を負っていた申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成11年10月の定時決定により、9万8,000円と記録されているところ、当該決定について、上記の遡及訂正処理との関連をうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社の複数の元役員は、「当時は、決められた給与を毎月支給されていたわけではなかったし、給与から控除された保険料の額は分からない。」と陳述しており、当該期間当時の同社における厚生年金保険料控除に係る取扱いについて確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる

場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められたとしても、A社の事業主であった申立人は、前述のとおり、当時の同社の社会保険事務に関与していたことがうかがえ、特例法第1条1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間の標準報酬月額については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。